

## 都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会 緩和ケア部会設置要領（案）

## （設置）

第1条 拠点病院の緩和ケア提供体制の質的な向上を図ることを目的とする。また、各都道府県や地域単位での緩和ケアに関する取り組みを支援するため、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会の下部組織として、緩和ケア部会（以下「部会」という。）を設置する。

## （検討事項）

第2条 部会は、次の事項について、情報を共有・検討する。

- (1) 都道府県、施設単位で行われている緩和ケアに関する取り組みについて現状把握と分析、情報共有に関すること。
  - ア 基本的緩和ケアの提供体制について。
  - イ 専門的緩和ケアの提供体制について。
  - ウ 緩和ケアに関する地域連携について。
  - エ 緩和ケアに関する研修体制について。
  - オ 緩和ケアに関する実地調査（ピアレビュー）について。
- (2) 緩和ケア提供体制の機能強化や質的な向上を果たす上で必要となる全国、地域レベルで整備すべき体制と支援体制の整理。
- (3) 施策・制度面の改善等の必要事項の整理と（連絡協議会を通じて発信することを想定した）提言に向けた素案の作成。
- (4) その他、部会長が必要と認める事項。

## （組織）

第3条 部会、部会長、および部会委員を持って組織する。

- 2 部会長は、独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センターがん医療支援研究部長をもって充て、部会を総括する。
- 3 部会委員は、都道府県がん診療連携拠点病院、国立がん研究センター中央病院・東病院の緩和ケア提供に関する責任者、またはそれに準ずる者1名と、同病院の緩和ケア提供に関する実務者1名（職種は問わず）とする。また、各都道府県の実情に応じて都道府県拠点病院以外の施設にがん診療連携協議会の緩和ケア関連部会の責任者がいる場合は、同部会から1名の委員を追加することができる。
- 4 部会委員は、前項に該当する都道府県がん診療連携拠点病院からの推薦者をもって、部会長が承認する。
- 5 部会委員の任期については、選任の日から2年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。

(ワーキンググループ)

第4条 部会長は、部会の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは部会にワーキンググループを設け、グループ長およびグループ委員を指名することができる。

- 2 ワーキンググループは、グループ長およびグループ委員をもって組織する。
- 3 グループ長は、ワーキンググループを主宰する。
- 4 グループ長は、検討した結果を部会に報告し、了承を得る。

(会議)

第5条 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 ワーキンググループは、必要に応じてグループ長が招集する。
- 3 部会長およびグループ長は、必要に応じて検討事項に関係ある者に部会およびワーキンググループへの出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 部会の事務局は、独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センターがん医療支援研究部とする。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、部会長が定める。

附則 この要領は、平成25年5月27日より施行する。